

# 5 酒税率一覧表 (平成 18 年 5 月 1 日 ~)

## 1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1 kl 当たり	税 率
○発泡性酒類 (基本税率)		220,000円	
ビール	220,000円	220,000円	
	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円	
発泡酒	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円	
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの (※)	80,000円	
○醸造酒類 (基本税率)		140,000円	
清酒		120,000円	
果実酒		80,000円	
その他の醸造酒		140,000円	
○蒸留酒類 (基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
連続式蒸留酒	21度以上 21度未満		
単式蒸留酒	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
原料用アルコール			
ウイスキー	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
○混成酒類 (基本税率)		220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	
合成品酒	21度未満	100,000円	
みりん		20,000円	
甘味料	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
粉末酒	みりん類似 21度以上 21度未満	390,000円	
雑酒	20,000円 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円		

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。  
1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)

- (注)「一定の物品」とは、次のものをいう。
- たんばく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメルたんばく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維たんばく質分解物(えんどうを原料とするもの)とを原料とするもの、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル
  - 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

## 2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュール)については12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目	アルコール分等	1 kl 当たり	税 率
連続式蒸留酒	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算	
単式蒸留酒	9度未満	80,000円	

## 3. 租税特別措置法第87条及び第87条の6関係

次の品目のうち、前年度の醸造移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。なお、ビール以外の酒類は、28年度～29年度について、ビールの27年度について、前年度の醸造移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目	軽減割合			
	25年度	26年度	27年度	28年度
清酒、連続式蒸留酒、果実酒(注1)	20%	20%	20%	10%
合成品酒、発泡酒(注1)	10%	10%	10%	5%
ビール(注2)	15%	15%	7.5%	15%
			15%	10%

注2: 新たに免許を受けた日から5年間を経過する日の属する月の末日まで

(注1) 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成25～27年度)

(注2) 当該免許を受けた日から5年間を経過する日の属する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に示した軽減割合が適用される。

- 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年間を経過する月の末日までは20%
- 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年間を経過する月の末日までは15%
- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年間を経過する月の末日までは15%(平成27年度以後は15%又は7.5%)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(平成26年12月現在)

品 目	区 分		代表的なもの の小売価格 (税込み) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)÷①
	容 量	アルコール分				
清 酒	ml 1,800	% 15.0	円 2,017	円 216.00	円 149.44	% 18.1
連続式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,482	450.00	109.84	37.8
単式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,844	450.00	136.56	31.8
ビ ー ル	633	5.0	355	139.26	26.30	46.6
	350	5.0	221	77.00	16.37	42.2
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,814	301.00	134.40	24.0
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	164	46.98	12.15	36.1
その他の醸造酒 (発泡性) ①	350	5.0	143	28.00	10.59	27.0
リ キ ュ ー ル (発泡性) ①	350	5.0	143	28.00	10.59	27.0

- (注) 1 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。  
また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。  
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。
- 3 消費税率は8%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度														
	昭和 45	55	平成 元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26~	
清 酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	
連続式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	
単式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	
ビ ー ル (大びん)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	
ウ イ ス キ ー	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
- 2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
- 3 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、7年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。